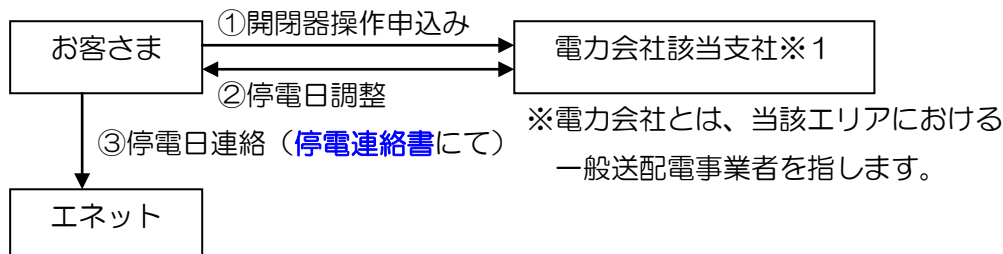


## 1. 停電時等の連絡体制について

### （1）連絡体制について（計画停電時）

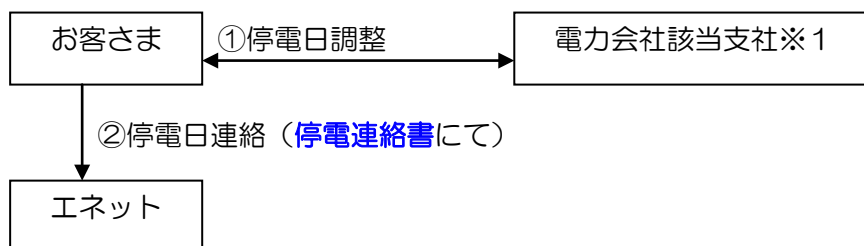
#### （ア）お客さまの作業により配電線路の停止が必要な場合



- お客さま側のみの停電作業（配電路の停止が必要ない場合）については①②は不要となります。
- 現状開閉器操作申込を必要とされていないお客さまにつきましては①②は不要となります。
- 契約電力 5,000kW 未満のお客さまにつきましては、③は不要となります。
- ③につきましては、停電日を決定された後、停電日の **1週間前**までにご連絡をお願いいたします。
- 長期間にわたる停電連絡につきましては長期間停電及び復電連絡書が必要となります。長期間とは 2 日以上継続して主開閉器(PAS 等)を開放する場合同じとなります。

※電力会社との間で運用申し合わせ書等を取り交わされているお客さまにつきましては、上記①、②は運用申し合わせ書等に記載の連絡先・手順にてお願いいたします。

#### （イ）電力会社又は他のお客さまの作業により配電線路の停止が必要な場合

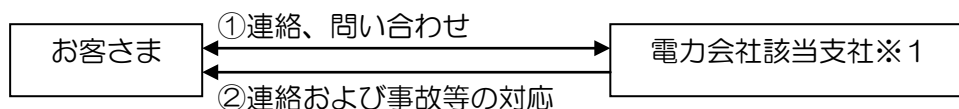


- 電力会社または他の需要者様の作業により停電が必要な場合は、電力会社とお客さまの間で停電作業の日時調整を実施していただきます。
- 契約電力 5,000kW 未満のお客さまにつきましては、②は不要となります。
- ②につきましては、停電日を決定された後、停電日の **1週間前**までにご連絡をお願いいたします。
- 長期間にわたる停止連絡につきましては長期間停電及び復電連絡書が必要となります。長期間とは 2 日以上継続して主開閉器(PAS 等)を開放する場合同じとなります。

※電力会社との間で運用申し合わせ書等を取り交わされているお客さまにつきましては、上記①、②は運用申し合わせ書等に記載の連絡先・手順にてお願いいたします。

## （２）連絡体制について（突発停電時）

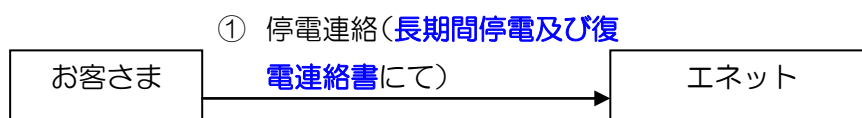
### （ア）停電が発生した場合



- ・ お客さま設備の故障、事故等による停電は、従来通り電気主任技術者にお問合せください。
- ※電力会社との間で運用申し合わせ書等を取り交わされているお客さまにつきましては、上記①、②は運用申し合わせ書等に記載の連絡先・手順にてお願いいたします。

## （３）連絡体制について（長期間の停電時）

### （ア）季節的な利用など長期的に停電させる場合



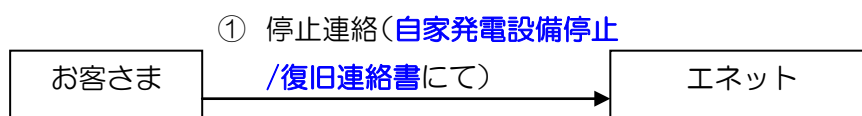
- ・ 停電日を決定された後、停電日の **1週間前**までにご連絡をお願いいたします。
- ・ 2日以上継続して主開閉器(PAS等)を開放する場合に、御連絡をお願いいたします。  
例：15日 23:00 停電開始、16日 1:00 復電の場合等
- ・ 季節的な利用（スキー場、グラウンドなど）など検針日をまたぐ長期間の停電時に、必ずご連絡をお願いいたします。

### 【復電時の連絡】

復電日が確定した際には、同じ**長期間停電及び復電連絡書**にて、すみやかに復電日時のご連絡をお願いいたします。

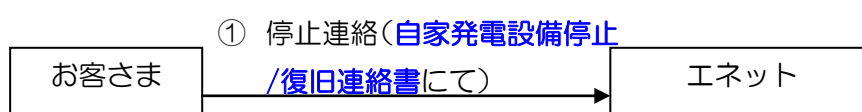
## （４）連絡体制について（自家発電設備の停止）

### （ア）定期点検等の理由から計画的に停止させる場合



- ・ 停止日を決定された後、停止日の **1週間前**までにご連絡をお願いいたします。  
（場合によっては日報などを確認させていただくことがあります。）

### （イ）故障等により突発的に停止した場合



- ・ できるだけすみやかにご連絡をお願いいたします。  
（場合によっては日報などを確認させていただくことがあります。）

【復旧時の連絡】

上記（ア）（イ）問わず、自家発電設備が復旧した際には、同じ[自家発電設備停止/復旧連絡書](#)にて、すみやかに復旧日時のご連絡をお願いいたします。

※1：連絡先につきましては、本書「8. 各種お問い合わせ先 ①送配電網、受電設備および計量器に係わるお問い合わせ先」をご確認ください。